

和歌山県立医科大学大学院保健看護学研究科入学者選抜試験施行規程

制 定 平成 20 年 4 月 1 日和医大規程第 5 号

(目的)

第 1 条 この規程は、和歌山県立医科大学大学院学則第 20 条及び和歌山県立医科大学大学院保健看護学研究科委員会規程第 4 条の規定に基づき、和歌山県立医科大学大学院（以下「大学院」という。）保健看護研究科に入学を許可する者の選考（以下「選考」という。）の方法その他選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(大学院入学試験委員会の設置)

第 2 条 大学院保健看護学研究科委員会は、選考の方法その他選考に関し必要な業務の実施に当たらせるため、大学院入学試験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 名をもって組織する。

2 前項の委員は、大学院保健看護学研究科長が指名する。

(委員会委員長)

第 4 条 委員会に、委員会委員長（以下「委員長」という。）をおく。

2 委員長は、入学試験委員会委員のうちから互選により定める。

3 委員長は、委員会の会務を主宰する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定める委員がその職務を代行する。

(委員会の所掌事務)

第 5 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 入学試験要項案の作成に関すること。
- (2) 出題採点委員の選定に関すること。
- (3) 試験の実施に関すること。
- (4) 合否判定資料の作成に関すること。
- (5) その他選考を実施することに関し必要な事項。

(委員会の会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席により成立し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数により決し、可否同数のときは議長が決する。

3 委員長は、合否判定資料の作成に当たり第 8 条に規定する出題採点委員の出席を求め参考意見を徴することができる。

(大学院保健看護学研究科委員会への提出)

第 7 条 委員長は、委員会で決定した事項を大学院保健看護学研究科委員会に報告するものとする。

(出題採点委員)

第 8 条 委員会は、出題採点を行う者を選定し、学長がこれを出題採点委員に任命するものとする。

2 出題採点委員は、委員長の指示に従って出題採点を行うものとする。

3 出題採点委員は、前項の結果を委員会に報告するものとする。

(事務組織)

第 9 条 委員会に関する事務は、保健看護学部事務室が行うものとする。

(補則事項)

第10条 和歌山県立医科大学大学院学則、和歌山県立医科大学大学院保健看護学研究科委員会規程及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。